

国水環防第7号  
令和2年5月22日

近畿地方整備局 河川部長 殿

水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室長  
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について (依頼)

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられた。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(平成31年3月29日)において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところである。

この度、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(令和2年4月30日)で新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところであるが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴局管内河川の浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれない。

なお、感染症指定医療機関の管理者から水害リスク等に関する問い合わせがあった場合は、国管理河川については整備局等の河川事務所に設置されている「災害情報普及支援室」から助言を行われたい。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行う。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者及び市町村に対して、管理する区域内にある前項の感染症指定医療機関を把握し、水害発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供する。

※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」

(平成 31 年 3 月 内閣府 (防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)

(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>)

- ・非常災害対策計画の作成のポイント (P4)
- ・病院の事例：今井整形外科医院 (P81～105)、鷺沼産婦人科医院 (P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村 恭則 (内線 35439)

津波水防係長 太田 克久 (内線 35457)

T E L : 03-5253-8111 (代表) F A X : 03-5253-1603